

# 遺言書作成業務のご案内



## 遺言書とは

遺言書とは、財産を所有する人が**自分の死後に財産をどう分けるのか**の意思を示した書面のことです。遺言書では財産の分け方について意思表示をし、自分が渡したい人に財産を譲ることが可能となります。

## 遺言書を作成してトラブル回避！

遺言書が無い場合、故人の遺産の分け方について相続人全員で話し合い決定します。

この話し合いの際に、全員の合意がないと遺産分割できないため、**相続人間で「不公平だ」などというトラブル**がおき、家族や親族間の関係がこじれて疎遠・絶縁になってしまうこともあります。

そのため、**事前に遺言書を作成しておくこと**はご自身のためにも、**残される家族のためにも重要なこと**になります。



# 遺言書を作成したほうがよい人

- 相続人がいない：残された財産の処分に関係者が困ってしまう。
- 内縁の妻（または夫）がいる：近しい内縁の方に何も残す事ができない。
- 再婚して相続人の関係が複雑：残された家族が遺産分割で大変な苦勞をする。
- 自宅が相続財産：同居の家族が自宅に住めない事態にもなる。
- 相続人に行方不明者がいる：行方不明の方が見つかるか、裁判所の1年近い手続きが必要。
- 家業を引き継ぐ子供がいる：事業に関する資産や株式を当事者に集める必要がある。
- 遺産を会社や福祉のために使いたい：遺言書が無ければ実現されない。

## 遺言書作成業務報酬

遺産総額	報酬(税込)
5,000万円未満	53,900円（税抜49,000円）
5,000万円以上 1億円未満	86,900円（税抜79,000円）
1億円以上 1.5億円未満	119,900円（税抜109,000円）
1.5億円以上 2億円未満	152,900円（税抜139,000円）
2億円以上 3億円未満	185,900円（税抜169,000円）
3億円以上	218,900円（税抜199,000円）
遺言執行者就任 ①遺言書の確認と執行業務の説明 ②執行者就任通知 ③相続財産調査・財産目録作成 ④遺言の執行（預貯金の名義変更等） ⑤遺言執行に関連するご案内 （税務・法務・登記など）	遺産整理業務の報酬表に準じます。

### 【オプション】

- 遺言書作成における相続人調査 33,000円
- 公正証書遺言の手配・公証人との文章調整 33,000円
- 証人立会費用（日当2名分） 22,000円
- 複雑加算 16,500円～55,000円

※上記報酬には実費（戸籍交付費用等）は含まれておりません



お気軽にお問い合わせ下さい!!



株式会社トマック  
税理士法人 Jタックス

〒933-0014  
富山県高岡市野村1357-2  
電話：0766-25-4533